

福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 営業損害（平成24年7月1日～平成24年12月31日）

(2) 財物損害（ダストコンテナ12個）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金が、金1,346,313円であることを認める。

(内訳)

(1) 営業損害 1,031,736円

(2) 財物損害（ダストコンテナ12個） 314,577円

合計金額 金1,346,313円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月16日

(仲介委員 八木清文)